

計画相談支援事業を始めませんか？

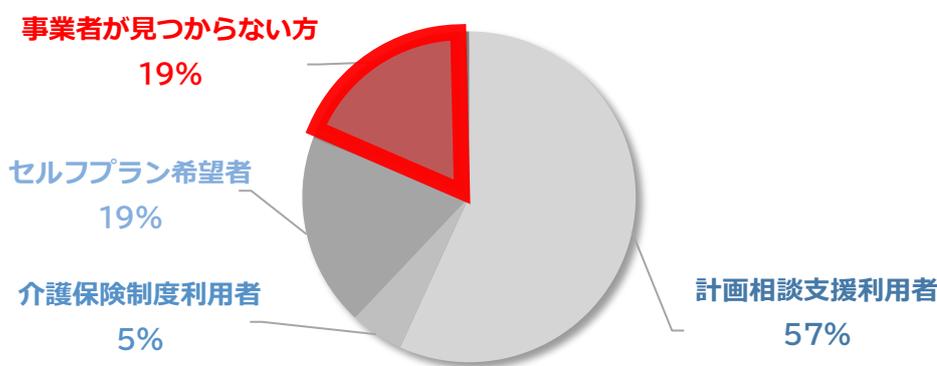
(指定特定相談支援事業)

指定特定相談支援事業とは障害福祉サービス等を利用する方を対象として、

基本相談支援と**計画相談支援**(サービス等利用計画の作成、モニタリング)を行う事業です。



計画相談支援を必要としている方は、どのくらいいると思いますか…？



横浜市内で障害福祉サービス等を利用する方のうち、**約 5,300 人**(=5人に1人)の方が
計画相談の利用を希望しているが事業者が見つからないため利用できていません。(令和6年 11 月時点)

★指定特定相談支援事業には、こんなメリットがあります★

利用者にとってのメリット

- 困ったときに誰に相談してよいのかが明確になる。
- ご本人の希望に基づく計画が作成される。
- 幅広い情報や専門的な知識等を基に、ご本人のニーズに則したサービス等の提案・支給決定を受けることができる。

など

支援者にとってのメリット

- 障害福祉サービスの支給量の根拠が明確になる。
- 個別の支援では解決することが難しい「地域の課題」を捉えることができる。
- 今まで連携できていなかった関係者同士がサービス等利用計画によってつながることができる。

など

★事業の概要や指定基準などは開設説明会資料を Check★

相談系サービス事業所開設説明会の資料を横浜市ホームページに掲載しています！

横浜市ホームページ【<https://www.city.yokohama.lg.jp/>】>

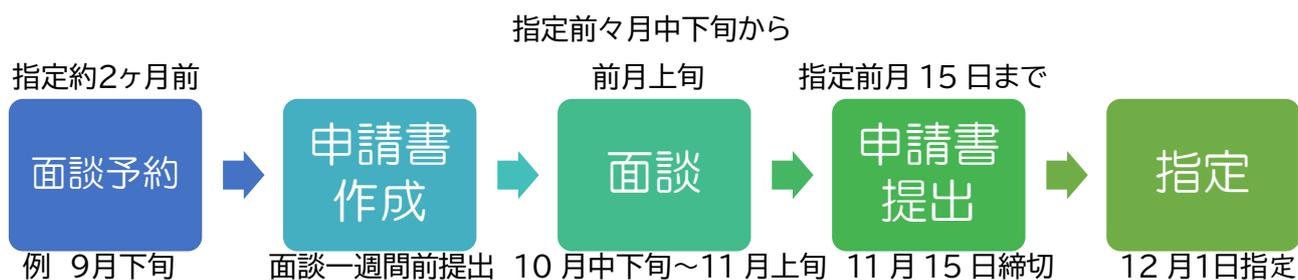
事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉>サービス種別>相談系サービス>

集団指導・研修資料等>相談系サービス事業所開設説明会 QRコードからもアクセス可能！→



問い合わせ：横浜市健康福祉局障害施策推進課 TEL: 045-671-4133

★事業所開設までのステップ★



★よくある質問★

Q 報酬体系はどうなっていますか？

基本報酬と加算で構成されています。

基本報酬はいわゆる計画作成費とモニタリング費です。基本的にはサービス等利用計画を作成した月に計画作成費を年1回、モニタリング実施月にモニタリング費を年3回算定します。(人員体制等を整え機能強化型を算定することで単価が上がります。)

加算は体制等を整えることで算定ができる体制加算と、動きに応じて算定できるその他の加算があります。

Q 相談支援専門員になるためにはどうしたらいいでしょうか？

相談支援専門員として活動するためには①**実務経験要件**(相談支援業務5年以上又は直接支援業務10年以上 ※有資格等により短縮制度あり)と②**相談支援従事者研修の修了**(相談支援従事者初任者研修修了と5年ごとに現任研修の修了)が必要です。

※横浜市では相談支援従事者初任者研修を、9月頃に実施しています。なお、申込は6月頃を予定しています。

※相談支援従事者研修は他の自治体が実施する研修を受けた場合でも横浜市内での活動が可能です。

※「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」や「介護支援専門員研修」がありますが、相談支援専門員の資格研修の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 事業開始後のサポートはありますか？

横浜市では18区に基幹相談支援センターを設置し指定特定相談支援事業所の皆さまへのフォロー体制を整備しています。また、各区の自立支援協議会には相談支援部会が設置されているので、参画することで、事業所間のつながり等もでき、皆さまが安心して活動することができます。

★ご相談やご不明な点などお気軽にご連絡ください★

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL: 045-671-4133 FAX: 045-671-3566

E-mail: kf-shiteisoudan@city.yokohama.lg.jp

よろしく願います

既に約290事業所が開設しており相談支援専門員の仲間が活躍しています！



相談支援事業者はまだまだ足りていません。